前橋市社会福祉法人連絡会　設立趣意書

私たち社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人です。これまでも、公益性・非営利性を備えた法人として、地域福祉の向上を図るという使命を果たすべく、子ども、障がい者、高齢者等の分野で日々福祉の向上を目指し、事業運営に邁進してきました。

しかしながら、少子化、高齢化、高度情報化など社会の変化に伴い、家庭や地域の在り方も変わり、働き方、価値観、生活スタイルも多様化し、地域福祉を取り巻く課題も、老老介護、ダブル介護、虐待、生活困窮、子どもの貧困、引きこもり、８０５０問題など新たな課題が生じるとともに複雑、複合的なものとなっています。

こうした中で、平成２８年に社会福祉法が改正され、社会福祉法第２４条第２項の規定により、地域における公益的な取組が社会福祉法人の責務として位置づけられました。

また、現在、平成２８年６月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて位置づけられた地域共生社会の実現に向け、住民が主体に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや多機関の協働による包括的な相談支援体制づくりが進められています。

こうした状況を踏まえ、私たち前橋市内の社会福祉法人は、地域共生社会の一員として、これまでの事業の中で培ってきた専門性や地域貢献活動を積み重ねてきた経験を活かしあうことや、地域の住民と共に地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要であると考えます。

私たち前橋市内の社会福祉法人は、連絡連携体制を構築することを通じ、各法人の事業をさらに充実させるとともに、地域課題の解決を目指す地域福祉の担い手として、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現することを目的に、前橋市社会福祉法人連絡会を設立するものです。